

別紙

1 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護について

「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とは、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 12 年 3 月 1 日付厚生省老人保健福祉局企画課長通知）及び「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成 12 年 3 月 17 日付厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）において示されている指定訪問介護を提供した場合で、介護保険法施行規則第 64 条に規定される居宅介護サービス費の代理受領の要件を満たしていない場合や区分支給限度基準額を超えて指定訪問介護を提供した場合です。

2 保険給付範囲外のサービスに該当する事例について

※平成 12 年 11 月 16 日付老振第 76 号通知「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」より抜粋

一般的に介護保険の生活援助の範囲に含まれないと考えられる事例

1. 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・来客の応接（お茶・食事の手配等）
- ・自家用車の洗車、清掃 等

2. 「日常生活の援助」に該当しない行為

① 訪問介護員が行わなくとも日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- ・草むしり
- ・花木の水やり
- ・犬の散歩等ペットの世話 等

② 日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- ・家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・大掃除、窓のガラス拭き、床のワックスがけ
- ・室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・植木の剪定等の園芸
- ・正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

3 保険給付範囲外のサービスを提供する場合について

保険給付範囲外のサービスを提供にあたっては、「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」（平成 12 年 11 月 16 日付厚生省老人保健福祉局振興課長通知）におきまして、

「保険給付の範囲外のサービスについて、利用者と事業者との間の契約に基づき、保険外のサービスとして、保険給付対象サービスと明確に区分し、利用者の自己負担によってサービスを提供することは、当然、可能である。」と示されておりますので、介護保険の指定（介護予防）訪問介護事業とは別の事業として明確に区分し、次のような方法により別の料金設定において実施してください。

- (1) 利用者に、保険給付範囲外のサービスが指定訪問介護の事業とは別事業であることを説明し理解を得ること。
- (2) 保険給付範囲外のサービスの目的、運営方針、利用料等が、指定訪問介護事業所の運営規定とは別に定められていること。
- (3) 保険給付範囲外のサービスの事業に係る会計が指定訪問介護の事業の会計と区分されていること。

以上の他、保険給付範囲外のサービスを実施する事業を掌理する監督省庁及び税務署等に相談等し指示に従うとともに、事故発生時の対応、賠償等につきましても整備いただきますようお願いいたします。

4 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護と保険給付範囲外のサービス取扱い比較表（参考）

	法定代理受領サービスに該当しない 指定訪問介護	保険給付範囲外のサービス
事業目的	指定訪問介護事業	事業内容に沿った目的を設定
サービス	介護保険給付の対象となる内容	介護保険給付の対象とならない内容
契約等	介護保険利用契約・重要事項説明	介護保険利用契約とは別に 利用契約を締結
運営規程	介護保険サービスの運営規程	介護保険サービスの運営規程とは別に 運営規程を作成
利用料金	介護報酬額と同額	利用者との契約に基づき設定
会計等	保険報酬科目	保険報酬科目と別科目を設定